

人事委員会議事録（第1696回）

1 開催日時

令和4年11月2日（水）15：00～16：20

2 開催場所

兵庫県人事委員会 審理室

3 会議に出席した者

委員長	田中基康
委員	鈴木尉久
委員	長尾真
事務局職員	古川卓哉
任用課長	西谷智子
給与課長	井上博尊
任用課副課長兼給与課副課長	中原恵子

開 会

第1号議案

議事録の承認を求める件

人事委員会議事録（第1695回）について、審議の結果、原案どおり承認した。

第2号議案

経験者採用試験筆記試験合格者決定の件

任用課長が、標記試験の実施状況、合格基準及び合格発表日（11月4日）等を説明した後、同試験の合格者（案）を諮り、審議の結果、原案どおり決定した。

（委員）

SPI3とはどのような試験なのか。

（事務局）

言語分野と非言語分野があり、言語部門は長文読解や二語関係などが出題され、非言語分野では、割合や確率などの比較的簡単な問題が数多く出題される。

（事務局）

経験者採用試験ということもあり、筆記試験合格者のSPI3の得点は総じて高い傾向がある。一方でエントリーシートは、やむを得ず非正規雇用が続いている場合などはこれまでに培った能力や前職での実績等が判定しにくくなるが、そうした者でも能力があれば合格できるようチャンスを与えたいと考えている。

報告事項1

職員勤務実態調査の実施

任用課長が、標記調査の実施内容を報告した。

(委員)

有機溶剤等を使用していたり、休養室を設置していたりするのは、毎年同じ事業所であろうから、毎年同じことを調査する必要はあるのか。

(事務局)

既存の許可内容に変更が生じる場合や、担当者の交代もあるため、意識付けの趣旨も兼ねて毎年調査項目に挙げている。

(委員)

ハラスメントに係る調査は、地公法上の懲戒処分を受けた事例以外も対象となっているか。

(事務局)

訓告や注意指導のレベルも含めて、報告対象としている。昨年度も、実地調査で確認できた事業場の中で、そのようなケースが確認できた。

(委員)

ハラスメント相談事例があるということは、悪いことばかりではなく、相談しやすい職場環境づくりができていているという評価も可能だ。もっと幅広く、相談窓口が利用された件数を調査してもよいのでは。

(事務局)

上司・部下の間で様々な会話がなされる中で、どの程度の話があれば相談1件と計上するか、実務的には線引きが難しい面もあるため、何らかの対応をしたという明確な線引きにより報告を求めることとした。

(委員)

超勤月80時間以上100時間に該当した職員について、知事部局と教育委員会では医師の面接指導が本人の申し出がある場合となっているが、その趣旨は。

(事務局)

安衛法上はそういう仕組みであり、知事部局等では、月100時間を超える場合等は対応を強化して、申し出の有無に関わらず面接を受診させる仕組みとなっている。本調査ではこの制度を前提とした調査項目を設けている。

報告事項2

任命権者が行った処分

任用課長が、知事、教育委員会及び警察本部長が行った10件の懲戒処分の内容及び理由を説明した。

閉 会